臺灣日日新報 第一万一千八百六十五號 昭和八年四月九日 (水曜日) (一)

政局の變動に對しては一切成行に委せる

新内閣出現せば軍の立場を主張

陸軍首脳部會議の意見

【東京十七日發電通】陸軍首脳部は十七日午前十時より開會（山本内相説明）内閣更迭の經過並に新内閣の出現に對する陸軍の態度等に關し協議の結果左の如き決議事項を決定した

決議事項

【東京十八日發電通】十八日の陸軍首脳部會議は午前十時より開會（山本内相説明）内閣更迭の經過並に新内閣の出現に對する陸軍の態度等に關し協議の結果左の如き決議事項を決定した

一、政局の變動に對しては勿論何等關與せず一切成行に委せるも、但し現内閣が總辭職し新内閣が出現する場合の主旨並に其の人物の何たるを問はず陸軍の立場に於いて當然主張せざるべからざる關係に付いては飽くまで徹底と主張してこれが實現に力むるとする關係上從來の如き消極的態度を改め積極的に進出し以て國策樹立に關し發言權を確保すること

二、前項の主張を貫徹する爲には從來の如く單に輔弼の一部局に對し意見を具申するに止まらず廣く一般輿論を指導啓發して輿論の支持を得るに努むること

三、陸軍大臣は閣議に列するの外必要に應じ單獨に又は關係閣僚と會合して陸軍の意見を具申すること

四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

四十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

五十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

六十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

七十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

八十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

九十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百二十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百三十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百四十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百五十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百六十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百七十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百八十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

百九十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百二十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百三十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百四十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百五十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百六十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百七十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百八十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

二百九十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百二十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百三十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百四十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百五十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十三、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十四、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十五、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十六、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十七、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十八、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百六十九、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百七十、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百七十一、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項に關し單獨上奏を爲すこと

三百七十二、陸軍大臣は閣議に於いて決定したる事項

重輕爆撃の五機翼を連ねて濱松出發

屏東への長距離飛行の壯途へ

【濱松十八日發電通信局】濱松屏東間長距離飛行は十八日午前八時十九分五機編隊にて出發した

【濱松十八日發電通】西日本初の第一線基地に對する濱松飛行第七聯隊の重、輕爆撃機二千數百キロの長距離訓練飛行は、愈々十八日午前八時を以て出發した、なほく晴れたる空に翼を連ねて帝國陸軍が世界に誇る空の王者、重爆撃機と輕快隼の如き輕爆撃機の優秀機は斯くて西へ西へと心よい飛行を續けてゐる、太刀洗着は午後一時半から二時の間の見込である

三二六號の故障で輕爆二機は不時著

九時再び離陸太刀洗へ

【濱松十八日發電通】三方ケ原の世界的猛訓練に堪えたが突如山本少尉機のエンジンに故障を生じたので他の輕爆一機と共に一旦不時著し直ちに修理を加へた輕爆機は午前九時再び離陸太刀洗に向つた

太刀洗に到著

【太刀洗十八日發電通】三方ケ原をたつた重爆十三號と十六號の三機は午後零時五十二分輕爆三百十六、三百二十一號の二機は同一時二十分見事に太刀洗に著いた

下重中佐が總指揮

あす朝五時太刀洗出發

【濱松十八日發電通】濱松飛行第七聯隊の重輕爆撃機

續殘月譜

（167）

志乃田迪司作／清水三重三畫

旅のもつれ（二）

城山の後にかけられた木橋を渡ると、そこは花の小つたやうにすらりと列んだ人家なのか、旅人たちが、腰がなのは、珍しい人たちだ。

「どうで御座る、女人の方々」

「どうで御座る、女人の方々」

「どうで御座る、女人の方々」

漢文臺灣日日新報

第一萬一千八百六十五號　(第一種郵便物認可)

對政局變動聽其自然
雖所處當主張則主張
陸軍省無謀本部首腦部會議
對時局問題協議最有力意見

十八日東京電。陸軍省十七日午後三時。在省內大臣室。開省部首腦部會議。荒木陸相。柳川次長。以下陸軍省。參謀本部首腦者出席。討論當面時局諸問題。荒木陸相。就對政局變動。及輿論無所發言。一切聽其成行。二、但現內閣總辭職。新內閣出現之時。不問其主班。並其系統何人。陸軍所處不得不主張之問題。堂々主張。力圖貫徹。

中外要電
評論首相演說

東京消息。地方長官會議。齋藤首相演說。首相評論。各方面批評如左。

政友鳥田總務談　以時局直面責任者之言論。現在不免有顧忌之點。而無所以除之之事實。言而無益。毋寧默視。

屏東飛行聯隊
戰偵五機
檢閱演習飛行

屏東飛行聯隊。十七日為第二期陸時檢閱演習飛行。十七日午前八時二十分。後同十時。各發加禮宛飛到湖口。然後歸屏東云。

勞協主催勞働大會
與資本家呼應提倡
脫國際勞働會

十八日東京電。國際勞働會議脫退之聲。漸漸高唱。二面日本國家社會黨。日本生產黨。社會勞協（國際勞働會議脫退期成會）。協調會。勞働組合。社會民衆黨。勞働組合協議會。（勞働組合）。等。十一團結成。十七日午後七時。又於芝公園內。開勞働者大會。與資本家團體相呼應。參會者五百餘名。九時散會。決議採取左記各項。一、脫退國際勞働會議。二、反對國際勞働會議之改組。三、反對國際勞働會議之改組。四、反對國際勞働會議之改組。五、反對國際勞働會議之改組。六、反對國際勞働會議之改組。七、反對國際勞働會議之改組。八、反對國際勞働會議之改組。九、反對國際勞働會議之改組。十、反對國際勞働會議之改組。

萬華新興宮
媽祖祭典

萬華新興宮媽祖大宮。去十六日依例。迎請媽祖神輿繞境。十七日午後一時。起進水式。現場。三隊。三隊。三隊

毎日新聞
日刊大阪附録
昭和二十六年八月二十四日
第二十六回配本

新案ドレス和洋生活流行完全大百科

美人になるには

必ず美人になれる美容法　化粧法　アクセサリー

和洋男子物

▲流行の洋傘と日傘　▲流行の扇子、髪飾り　▲流行の帽子、履物　▲流行のカバン　▲流行のハンドバック　▲流行ガマ口財布　▲流行の指輪　▲流行の衣裳　▲流行の腕時計　▲流行衣裳　▲流行の半衿　▲流行の長襦袢　▲流行衣裳　▲流行の洋服　▲流行の帯揚帯〆

男心とはこんなもの　新婚の良人ばかりの結婚生活

父兄参観日　母と子の家庭教育の急所　小原国芳

未亡人の處世法秘訣十ケ條公開　竹村孝

職業婦人から同僚男子への抗議

先妻の子の愛につながる私の再婚幸福物語　竹内茂代

夫婦生活に就て、若夫人の疑問に答へて

非常時!!陸海軍人に話をきく會

指のみで出来る　新案髪の穴一ぱい

東京名料理二百種の作り方公開

昭和花形山里三原山偵察婦人

新案洋裁十二種の作り方公開

大評判の小説構成

▲全國婦人大熱狂　人氣の純情小說　女の友情……吉屋信子

▲麗人道子の運命！　問題の戀愛小說　月よりの使者……久米正雄

▲美男美女の悲戀　大仰物の名小說　長兵衛手毬歌……長谷川伸

▲後子黨勝つか？　春子黨勝利か？　新婚競技……辰野九紫

戀愛小說　明暗の扉花　菊池寛

田河水泡先生が描く　漫画教室　第三階級

▲さつと描ける　▲子供が喜ぶ　▲四コマ漫画　▲大人も描ける　▲全國雜誌投稿入賞法　▲賞金は何程貰へる

報画

（二）

何時まで二老人政治だ
有爲な若手政治家は居ぬか

我が帝國が依然として老人政治の手に依て占有されてゐること恐らく世界の文明國中、無比の「老人政治國」と稱せねばならぬ。人或は老人に長い人生經驗と深い政治上の造詣あるに基因せて元氣の好るべき若手政治家が何時までも伸張しないのであるか、果して國君多數の本質から若い人は若手政治家の氣力の充實なきを歎ずる前に老人の壓迫を受け人格の人間問題などは論ずる餘地がないのである。

一體に於て若人は老人を敬ふべき點はあるにしても老人に對する敬意の根柢は老人の長い經驗の蓄積にあるものであつて、孫東洋流の「後生畏るべし」の格言にたゞ老人を敬ふの必要はない。若い人は老人を敬ふ前に老人の如く若くあらねばならぬ。

日本の政治家の三つの型が何れも八十歳、山本内相も八十歳、齋藤内閣の閣僚も重要閣員外相を除く七十歳の高齢者ばかりで内閣の平均年齢は七十歳の伸間入りをするのである。この國家非常時に於ける政治の重責を老人政治家の手に委ねて安心してゐるのは日本國民ばかりである。

日本の老人政治家の仕事を見ると、クラーク氏が「日本人は老人を敬ふ國民だ」と稱讃したのは昔の話で、今日の日本人は老人を敬ふ代りに老人を嫌ふ國民だと言ひたくなる。

一體に老人は保守的で進歩的精神に乏しく、所謂老成人は多くの場合に於て青年の氣力を抑壓する。

五

日本には、有爲な若手政治家といふのは居ないのか、それとも日本の政治は老人でないと當らないのか、何しろ此の缺點は世界的の一大缺點となつてはなるまい。立憲國民國の様に二三十代の青年が閣員過半に於てそれぞれ重要な地位を占めてゐるまでは、せめて五十代の人材が政治上の全責を負ふ樣にしたいものである。

現在の我が政治に國民が不滿を感じてゐるのは、果して老人政治家の手に政治が何時までも伸張しないからであるか、果して老人政治家の本質から若い人は若手政治家の氣力の充實なきを歎ずる前に老人の壓迫を受け人格の人間問題などは論ずる餘地がないのである。

一日でも早く老人を政治の地位から引退せしめ、若い人に政治の重責を負はせるやうにしたいものである。

（三）

ソ聯の抗議的口上書
十六日太田大使に
カラハン氏が手交

【東京十八日發電通】東鐵問題に關し十八日太田駐ソ大使より外務省に左の通報を齎らしたが、右通報の内容は十八日正午までには公表されたり

一、東鐵問題の性質のものなるとは之を認定する能はず

二、東鐵問題に關し當國政府に接渉の通報を齎らしたるが、右通報の内容は左の如し

（一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二）滿洲國交通部の聲明書は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（三十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（四十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（五十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（六十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（七十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（八十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（九十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百二十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百三十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百四十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百五十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百六十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百七十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百八十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（百九十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十二）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十三）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十四）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十五）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十六）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十七）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十八）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百二十九）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百三十）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯邦の態度に關する滿洲國交通部の聲明書を承認せず

（二百三十一）滿洲國政府及滿鐵當局は東鐵問題に關するソヴエット聯

春朝の大氣を揺し 平和の法螺貝鳴る 共同自治の美い山村

新竹州石門農事組合

「山狩の一」名の共同の力に依り、ボウボウたる荒蕪茅地は片つ端から掘り起され輪作の子弟なかして森らかに耕法具が鍬と鋤と「ヒヤカシ」が因で 技手殿腹を刺さる 相手は街役場の雇員

腹痛の亭主に 毒藥を盛る妻 一林分室で目下取調中

滿洲視察團の出發に際して 泉高雄市助役は語る

大規模の鰹節工場を カウランに建設中

惣田鰹の盛漁期 花蓮港地方は 一網に七千餘尾かかる

部落民大恐慌 耳下腺炎猖獗を極め

春蠶で得た金で 蕃童等の見學

全島一の稀ある 臺南公園に 市民が遇のくのて市當局引止策にあせり出す

嘉義に現はるる 十錢の贋造貨 犯人嘉義署で嚴探中

刑事の名を騙て 五十圓を詐取 高雄署に留置取調中

北港媽祖祭典

樂隊基金活動會

材木泥棒出で

搔拂ひ小僧捕はる

人事

暴行の訴へ

立往生 自動車の廻送を研究中

北港信用組合 總代制施行

郡畜産組合 近く創立總會

四郡警察官の 非常召集 成績は良好

青年團結團式

國語普及 功勞者表彰

指導員設置

敎育會役員會

女中さんの 愛國義金

茶摘競技會

全島の 米穀檢査員 十七日附で異動

二十三日から 優良兒の診査 高雄市社會係で

文山郡 小公學校長會議

方面委員褒式

交誼會園遊會

海水浴客殺到

高雄市 臺地使用條例 十九日發布

佐川の英語 日進多年の心願たりし最善最美の君臨的存在 日進統一受驗科 先づ正しく

鉄道員 募集

りんびょう 特効薬 有田吉松古任製劑 有田ドラック
台湾 台北 台中 台南 高雄 屏東 各地 有田ドラック
日進英語學校

臺灣日日新報

昭和八年四月十九日　第一五一八八号　（三）

曙光

(231)

生方敏郎作

中野修二畫

隠居住居（三）

春田は窓辺に頬杖をついて、初めて舟子の仕事を休んだ日のことを思い出していた。

「何故少しも知らない人さ。」

「知らない人から、何で招ばれたりするんですの？」

と、例のくせで、根掘り葉掘り訊きたかった。

春田は到底うるさくなって。

「先の家にゐた時の隠居の、林さんと別れて今その人の妾になつてゐるんだよ」

と、ついぞ例の正直で、春田は泥を吐いてしまつた。

「では、矢つぱり、あなたはあの隠居と関係してゐたのね？」

と、併し、案外冷静に訊いた。

この冷静が、尊もヒステリーの前驅であることを、よく知つてゐる春田は、急に二人の間に勝負の始まることを感じた。

「私の目をかすめて、これまで如何に多くの男と逢つてたんでせう？」

と、遂にはたみかけて迫つてするから？」

「僕は少しも知らない人さ。」

「知らない人から、何で招ばれたりするんですの？」

と、例のくせで、根掘り葉掘り訊きたかつた。

春田は到底うるさくなつて。

「先の家にゐた時の隠居の、林さんと別れて今その人の妾になつてゐるんだよ」

と、ついぞ例の正直で、春田は泥を吐いてしまつた。

「では、矢つぱり、あなたはあの隠居と関係してゐたのね？」

と、併し、案外冷静に訊いた。

この冷静が、尊もヒステリーの前驅であることを、よく知つてゐる春田は、急に二人の間に勝負の始まることを感じた。

「私の目をかすめて、これまで如何に多くの男と逢つてたんでせう？」

と、遂にはたみかけて迫つて

今の隠居生活は決して不幸ではなかつた。

彼は、以前から、彼女の全部に就いてのみ考へたので、一度だつて自分を立場に考へたとは思つてゐなかつた。併し、今になつて考へ直してみると、それは彼の大ウソだつた。彼は実は自分の為めに舟子の幸福を考へたので、舟子のために舟子の幸福を考へたのではなかつたことが分つた。彼といふものの化けの皮が剝げて来たのだ。彼はニヒリストだつたんだ。だが、それを自分で、何うすることも出来ぬ。

春田は舟子の朝になる中に幸福だつたが、彼女に跳れて自動車に乗ると、たゞ窓にこんな風をクシャクシャ吹つけるのだつた。

明日から舟子の良人から、祭の時に跳ねる為めに、彼女の跳ねるのに、花に酔いて自殺して行つた。

それは同時に来る日曜の夜の約束でもあつた。

だが春田は、もう二度と舟子に逢ひ度くなかつた。他人に与へきつてゐる舟子になど育つたとて無意味だと、口惜しがつてもみた。

そんな事柄を少しも知らぬ彼女は、

「この新井さんて、何ういふ人

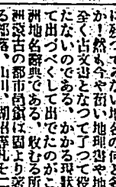

美しい昔の日好、花の盛りを過ぎるのに、花に酔いて自殺して行つた。

演藝

内地中繼の部

ラボーニ・クワルテット

夜七時五十分　連續講談（第三席）大鳥伯鶴

宮本後日の仇討

錦心流琵琶

夜八・二〇　鈴木雷水

吉野落

後醍醐に叡山に及んで、別に功なく高野山に入らせられた。この間は鎮王が吉野の城に籠つて叡軍を逆へ討たれた状況を叙したものである

六時からの子供の時間

童話『ちよん太郎』

川西久子

川西先生は臺北幼稚園のおやさしいので評判の先生です、今晩は特に少さい方々のためにお話し下さいます

さあ、ちよん太郎さんのお話、ちよん太郎さんといふのはどんな坊ちやんでせう

講演

（大阪）夕六時三十分

世界經濟會議直前に當り其の内容と成果及び世界經濟界に及す影響に就て

飯島播司

正調追分

（午後九時より）

江差追分

唄　藤堂佳山

尺八　三原南了

趣味講座

夕六時三十五分（臺北）

趣味の話（その二）

尾崎秀眞

一昨日の話の續きで、本題の話とはどんなものを云ふかといふ點について實例を擧げて話さうのが今晩の話題である

新刊紹介

婦人公論「少女號」

今日の番組

臺北（AK）周波七七〇
臺南（BK）周波七二〇

午前の部

【六・三〇】朝の挨拶ラヂオ體操（臺北のみ）臺北の天氣のお知らせ・臺北測候所發表

【九・〇〇】全國氣象通報（東京）

【九・三〇】臺南州廳發表

【一〇・〇〇】家庭百科（臺北のみ）飯にまつはる話

【一〇・一〇】家庭實用（臺北のみ）からむし上布の話

【一一・〇〇】日用品小賣價格（臺北市西門町發表、臺南市西市場發表）

午後の部

【一二・〇五】正午の時報（臺北測候所發表）

【一二・一〇】放送討議（臺北のみ）ニュース

【一二・一〇】農事實驗所レコード演奏（臺北のみ）

【七・〇〇】八三曲（大阪）曲目未定

【七・三〇】臺南州廳發表（東京）曲目未定　ラボーニ・クワルテット

【七・五〇】連續講談（東京）宮本後日の仇討（第三席）大鳥伯鶴

【八・二〇】時報（東京）

【八・二一】鈴木雷水

【九・〇〇】正調追分、江差追分（臺北）原南了

夜間の部

【六・〇〇】子供の時間（臺北）童話・ちよん太郎川西久子

【六・三〇】講演（大阪）「世界經濟會議前に當り其の内容と成果及び世界經濟界に及す影響について」飯島播司

【七・〇〇】八三曲（大阪）曲目未定

【七・三〇】臺南州廳發表（東京）曲目未定　ラボーニ・クワルテット

【七・五〇】連續講談（東京）宮本後日の仇討（第三席）大鳥伯鶴

【八・二〇】時報（東京）

【八・二一】鈴木雷水

【九・〇〇】正調追分、江差追分（臺北）原南了

嬉なかだち

求職一件一回　賣買貳拾錢
其他一回　貳回七拾錢
廣告料　一回　金五十錢

ミシン　裁縫手助女名入用　本人來談但し内地人
女給數名　年齢二十三才迄　但し十二才花柳界
女ボーイ　年齢二十二才迄　但し十二才花柳界
貸家　六疊二間　八疊二間　各一間　四疊半一間　二間　在横山町五番地　電四三五六番　武藏野
賣店　現在繁昌中　貸家又は賣店兼住宅　御入用の方は當社へ御來談を乞ふ　電話京橋一〇〇番
賣店　現在繁昌中　貸家又は賣店兼住宅　御入用の方は當社へ御來談を乞ふ　電話京橋一〇〇番

版重もれ何書オヂラの室 文 誠るあ評定と確正で切親

JOAK 五版 ラヂオ講義錄

東京中央放送局技術部編・上製ロース入・三圓五十錢・送料十二錢

本月目るな主の書本

初歩のラヂオ

無線と實驗臨時增刊・第一編　定價金一圓　送料十錢

續初歩のラヂオ

無線と實驗臨時增刊・第二編　定價金一圓　送料十錢

最新ラヂオ配線圖集

無線と實驗編　四六判入背綴表紙　定價金一圓二十錢　送料二十一錢

エリミネーター及び高級受信機の設計と組立

川野芳雄著　四六判特製三百餘頁　定價金一圓五十錢　送料二十一錢

短波無線工學

高瀬芳卿著　菊判クロース七百頁　定價金五圓　送料三十錢

ラヂオの測定と修理

古澤匡市郎著　四六判特製三百餘頁　定價金一圓五十錢　送料二十一錢

聽取者としてラヂオの知識

小林謙三著　四六判クロース特製　定價金一圓八十錢　送料二十一錢

易しいラヂオの作り方

古澤匡市郎著　四六判上製　定價金一圓　送料十五錢

高級ラヂオの作り方

古澤匡市郎著　四六判上製　定價金一圓　送料十五錢

無線科學大系

菊倍判　定價金七圓　送料三十錢

無線電信電話機器の調整と運用

四六倍判上製　定價金三圓五十錢　送料二十五錢

誠文堂

東京・神田・錦町・二丁目　振替東京六二四番　電話神田二二六二番

結核性熱解劑 ヘルミシン

（末粉・劑錠）

又は劑本・むしぜ生ぎ力の底治ら自防ぎ防を菌繁の菌板結・著顕用作菌殺・腐防・熱解

す用適に熱登器疾性染傷他共熱スプチ腸・感流・胃感

品做模　意注御

ハンチフ 劑療治弱衰經神

精・弱虚體身又し用作に的元根に患疾系經神のて爾用應の日時短は時るす用適に等期復回後病・退減力（末粉・劑錠）す應自を用作共くよは者服りよに

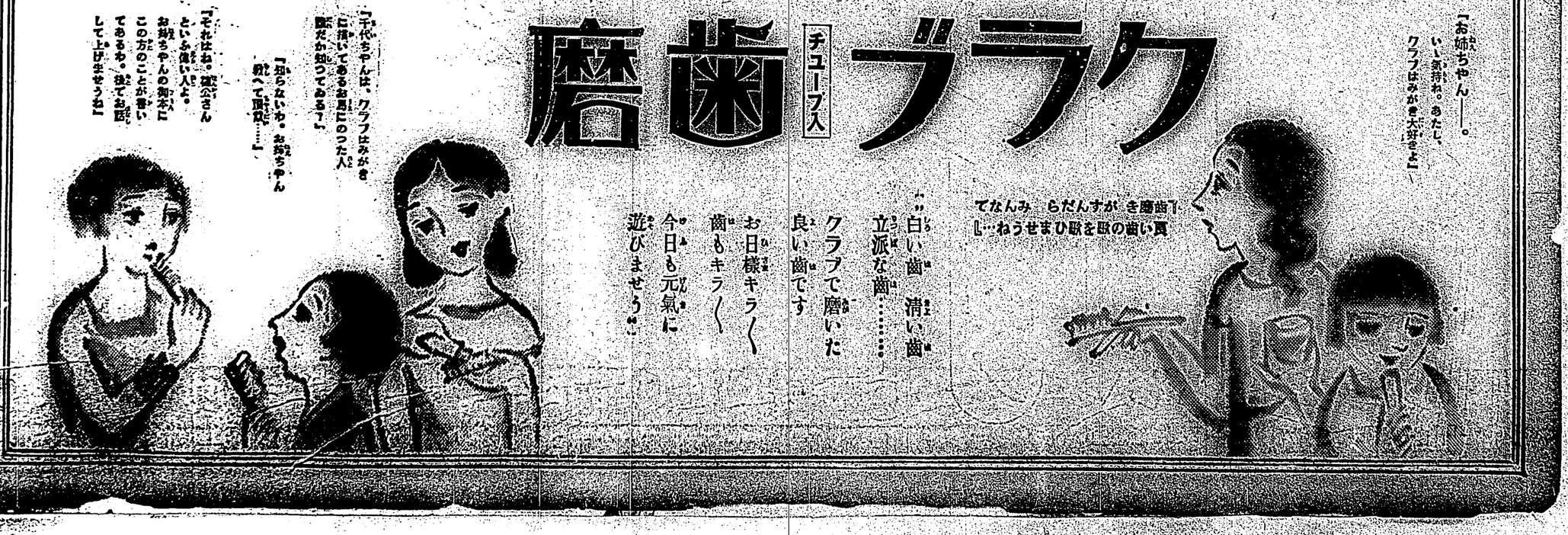

磨齒クラク

「チューブ入」

「お姉ちやん——。いゝお持ね。あたし、クラフはみがき大好きよ」

「千代ちやんは、クラフはみがきに指いてあるお星にのつた人形だか知つてゐる？」

「知らないわ。お姉ちやん教へて頂戴……」

「それはね。鬼公さんといふ偉い人よ。お姉ちやんの御本にこの方のことが書いてあるわ。後でお話して上げませうね」

てなんみ　らだんすがき磨齒丁

『…ねうせまひ馭を臼の齒い眞

白い齒　清い齒
立派な齒……
クラブで磨いた
良い齒です

お日樣キラ〜
齒もキラ〜
今日も元氣に
遊びませう

臺灣鮮 經濟座談會

東京貿易館に於て（其五）

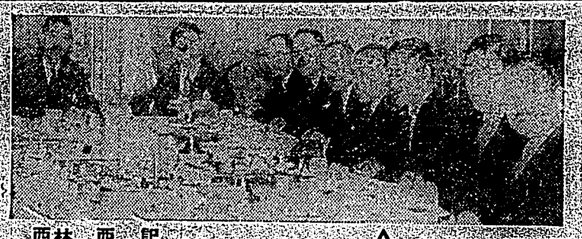

△出席者
經濟部長　木村增太郎氏
文部政務次官　宮脇　賚氏
朝鮮總督府　林　繁藏氏
朝鮮銀行總裁　加藤恭三郎氏
東洋棉花株式會社專務取締役　中島　一郎氏
貴族院議員　西山　左內氏
貴族院議員　塚本　清治氏
朝鮮東京支社長　大西　一郎氏
其他本社東京支局外四社記者
記者　關東州及滿洲の各地

西山　今の朝鮮の一億二千萬と云ふのは總督でございますね

林　いゝえ違ひます

西山　關東州内の方は大略矢張り一億人になりますれ、今關東州内には大略矢張り一億人になりますと三分に一ケ

ループメントと云ふ、御話でありますが、誠に結構であります、それを色々試驗しまして、もう數年以上も經て居りますから大體試驗の結果は分りましたし、其邊で朝鮮の棉の分離、關東州に適する棉種を選ぶ試驗は一段落を告げましてさうして中には非常に好適なものも多く出來ました、其他にも色々の分離をやつて居ります樣に聞いて居りますが、此の分離と云ふ事は如何なる事でありますか、又一方には關東州の各地棉を種類して行くと云ふ事でありますが、此の種類

ホームセクション

尋常校卒業生は何處へ行く

八八%は上級校志望　僅か一一%が實社會へ

三月の卒業式が済んで喜悲哀、尋常科の本年度卒業生が當北市内小學校だけで約千七百名はどでこの内八百名が各男女中學校に入學を希望されて居るが之れ丈けの高學小學校に入學することになつてゐる。殘りの二百名が高小學校に進み、殘りの二百名が實社會へ出ることになつてゐる。

牛數は飾に落ちる　中等校志望者

ところで年々小學校の數が殖えるに伴れて高學年小學校の數が殖えるのに中學校の數は殆んど増加せず從つて中學校の競爭率が激しくなつてゐるのだから本人は勿論父兄等が「中學校だけは」と締める事が出來ず高學小學校に入れる、それで現在の大阪各學小學校は年々入學者が多くなるばかりで一級に六十名以上も入れなければならない様な有様である、關小學校、幸小學校が新設されたが之等小學校の卒業生が出る頃までには無論何とか設備が施される筈であらうが——現に西小學校の卒業生の入學難は當分續られまい

官廳の好きな　就職希望者

高學小學校の卒業生の就職希望者は殆んど全部が官廳會社の給仕を選んで居り中にはそれでなければ納めないと云ふ者も少なくないだらうが兎に角、

十數の年後からはゆつくり體を休めて日曜には郊外へその他の娯樂を見物するとか「朝は八時か午後は四時起きればよいと思つてゐる人が多いが、私は却つて恥かしくなつて來たのである

◇

關州國の牧人の立場口、而も他の役割が未だ繁榮して居ない同國の獨立としては、殊も國民性を有する關稅の大部分を取扱ふ大港關、樂港であれば關州國全般人品の平均八割を呑み込む大港關のこの役關、關州國を置つて行く上に於ける關稅の大きな力を有せる關稅、そ

この元締である所の關本氏の經歴を私は眞に心苦く存じめたのである。

◇

關本氏の名は知れるも會つたのは始めてあつた、さすが總裁の土で役關小役にかけては心行くばかり私を消耗せしめた、私は自分の專門に取扱ふ化粧品や文具關の事で關州國の關稅關係を問答して見たが、昔間に施布される關稅關とは大分違つた内容が聽取された、關より役關の根據は新京だが各地の役關は關長の意見が重きを爲すと云ふ事で本家とは似ひもするが、本家の關は關を逐つて變更することとし、今は大連役關長に役關の權を委するた、關長の一存で關稅率が變動されて居るが、役關は關長の一存で變動されて居るが、役關は關長の一存で變動されて居るが、役關は關長の一存で

けふは重爆二機だけ
午後五時頃屏東著か
追風でも十三、四時間懸らう
輕爆は一日遲れる

【屏東電話】第一陣として飛來する陸軍機の第八聯隊所屬重爆撃機二機は、十八日午後六時屏東飛行場に到着の筈であつたが、折柄の逆風のため、午後五時頃屏東着の豫定に變更された。

【東京十八日發電通】陸軍省發表、第八聯隊所屬重爆撃機二機は、十八日午後四時東京發、午後五時頃屏東着の豫定で飛行中である。

全支の三分の一を
西藏獨立軍が占據
甘肅西部の安西も危險

【南京十八日發電通】西藏獨立軍は、四川成都西方の巴安、新疆省境に接近し、甘肅西部の安西も危險に瀕してゐる。

五・一五事件被告の
釋放の直訴を企つ
山田忠二等の豫審決定書

【南京十八日發電通】本年一月八日、軍事委員會軍事委員長代理、山田忠一郎の暗殺を企てた山田忠二等の豫審決定書左の如し

被告人
本籍不詳住所無定職前科五犯
無職　山田忠二（三〇）
本籍不詳住所無定職前科五犯
無職　梁谷　孚助（三〇）
本籍不詳住所無定職前科五犯
無職　上田　誠（三〇）

右被告人三名に對する殺人豫備被告事件に付き、當裁判所は檢事の起訴に基き豫審を遂げ、左の如く決定する。

主文
被告山田忠二、同梁谷孚助、同上田誠を公判に付す。

理由
被告山田忠二は、昭和七年一月二十八日、自宅にて被告人上田誠に對しこれが效果的なる方法なることを力說し、同上田誠は同年一月三十日水戸市上市西町の被告梁谷孚助に對し、同梁谷孚助は同年二月上旬、東京市内の某所に於て、被告人山田忠二に對しこの事を傳へ、同各被告人は、五・一五事件の被告として軍事法廷の審理中の○○○○の首謀者にして○○○○の主張せる變革理念に共鳴し、山田忠二郎の實行を援助するところ、梁谷は○○○○を釋放せしめる手段として變裝襲撃を企圖し、上田は同年十一月三十日水戸市上市西町の自宅に於て、同志數名を集めて○○○○の實現を期し、各自○○○○を襲撃し、○○○○を釋放せしめんことを企て、昭和七年十一月二十八日自宅にて被告人上田誠に對しこれが效果的なる方法なることを力說し、同上田は同年十一月三十日水戸市上市西町の被告梁谷孚助に對し、同梁谷孚助は同年二月上旬、東京市内の某所に於て、被告人山田忠二に對しこの事を傳へ、同各被告人は、五・一五事件の被告として軍事法廷の審理中の○○○○の首謀者にして○○○○の主張せる變革理念に共鳴し、山田忠二郎の實行を援助するところ、梁谷は○○○○を釋放せしめる手段として變裝襲撃を企圖し、上田は同年

漢文臺灣日日新報

美國普拉陀軍令部長 力說海軍大擴張

我國朝野大衝動

十八日東京電。美海軍軍令部長・普拉陀大將・從來稱美海軍部內自重派・最近美海軍協會雜誌・頗爲勿忘之論文發表・約略從來力說美海軍大擴張之論文・於十七日・由滬大使打電外務省・朝野大衝動・其論旨中・堪注目諸點如次・

一　海軍軍縮會議時・彼等極大縮減・提案陸海空軍縮少・川爲將來面議基礎而協定未至成立・滿洲・上海事件遷展・依約之不和維持目的・有破壞行爲・致美國孤國・不得不反抗其何故甘冒此危也・

二　不論何國・總不容破世界禁倒大危險・且右力陸軍及海軍・無同時保持權利・又我國軍艦・欲分防禦川・改革川二種・此非論理的提案・斷不容之・若某國不喜・我國軍備力法・徹底之而競爭建艦・則我國依條約規定・一轉建艦方針・數年間一意專爭・使我競爭國悲鳴・有必要時・得統武力・維持平和・

三　我國與他國同一態度對之・我艦隊增大至條約所定之勢力・若返一旦・則吾人敢信・且世界平和之威嚴毀損也・

滿洲國對俄國 反駁東鐵問題

指摘俄國抗議無理

十七日新京電。滿洲國政府・關東廳・滿洲里閉鎖事件・對十日蘇俄聯邦抗議・十七日以交通部之名・指摘俄俄抗議無理由根據・發反駁的回答・同時對蘇俄側・關於共同管理之主權侵害・及東鐵財產之貸車損自持出國外等不法行爲・嚴强硬抗議・右由東鐵滿洲國李紹庚代表・而交蘇俄代表高橋氏・

敗退何 商兩軍 司令部移轉

十七日北平電。何柱國軍・被我軍壓迫・總退却於漆河以西・司令部移於藁州・開軍會洽・又自盧龍退却西方・商震軍司令部・移於開平・

時評

○

首相訓示演說。兩院稱府評之不一。究竟稱府外・政友國民同盟・與夫貴族銀行存款・鐵路收入・手形交換兌換・一律增加・且外國輸出・亦漸大增・此皆財界回復之徵候・而政府方面・則以爲財界回復・全賴政府積極的財政政策之結果・故欲繼續此政策・以期財界之安定・

○

藏相謂本邦經濟界・漸次好轉・歷舉郵便預金改善・銀行存款・鐵路收入・手形交換兌換・一律增加・且外國輸出・亦漸大增・此皆財界回復之徵候・而政府方面・則以爲財界回復・全賴政府積極的財政政策之結果・故欲繼續此政策・以期財界之安定・

○

滿洲國政府・關東廳・滿洲里閉鎖事件・對十日蘇俄聯邦抗議・十七日以交通部之名・指摘俄俄抗議無理由根據・發反駁的回答・同時對蘇俄側・關於共同管理之主權侵害・及東鐵財產之貸車損自持出國外等不法行爲・嚴强硬抗議・右由東鐵滿洲國李紹庚代表・而交蘇俄代表高橋氏・

商工協會幹部等 請陳氏承認會長

決議否則聲明解散

十七日新京電。何柱國軍・被我軍壓迫・總退却於漆河以西・司令部移於藁州・開軍會洽・又自盧龍退却西方・商震軍司令部・移於開平・

滿洲國對俄國 反駁東鐵問題

指摘俄國抗議無理

十七日新京電。滿洲國政府・關東廳・滿洲里閉鎖事件・對十日蘇俄聯邦抗議・十七日以交通部之名・指摘俄俄抗議無理由根據・發反駁的回答・同時對蘇俄側・關於共同管理之主權侵害・及東鐵財產之貸車損自持出國外等不法行爲・嚴强硬抗議・右由東鐵滿洲國李紹庚代表・而交蘇俄代表高橋氏・

敗退何 商兩軍 司令部移轉

十七日北平電。何柱國軍・被我軍壓迫・總退却於漆河以西・司令部移於藁州・開軍會洽・又自盧龍退却西方・商震軍司令部・移於開平・

時評

○

首相訓示演說。兩院稱府評之不一。究竟稱府外・政友國民同盟・與夫貴族銀行存款・鐵路收入・手形交換兌換・一律增加・且外國輸出・亦漸大增・此皆財界回復之徵候・而政府方面・則以爲財界回復・全賴政府積極的財政政策之結果・故欲繼續此政策・以期財界之安定・

○

藏相謂本邦經濟界・漸次好轉・歷舉郵便預金改善・銀行存款・鐵路收入・手形交換兌換・一律增加・且外國輸出・亦漸大增・此皆財界回復之徵候・而政府方面・則以爲財界回復・全賴政府積極的財政政策之結果・故欲繼續此政策・以期財界之安定・

滿洲國對俄國 反駁東鐵問題

指摘俄國抗議無理

十七日新京電。滿洲國政府・關東廳・滿洲里閉鎖事件・對十日蘇俄聯邦抗議・十七日以交通部之名・指摘俄俄抗議無理由根據・發反駁的回答・同時對蘇俄側・關於共同管理之主權侵害・及東鐵財產之貸車損自持出國外等不法行爲・嚴强硬抗議・右由東鐵滿洲國李紹庚代表・而交蘇俄代表高橋氏・

敗退何 商兩軍 司令部移轉

十七日北平電。何柱國軍・被我軍壓迫・總退却於漆河以西・司令部移於藁州・開軍會洽・又自盧龍退却西方・商震軍司令部・移於開平・

時評

○

首相訓示演說。兩院稱府評之不一。究竟稱府外・政友國民同盟・與夫貴族銀行存款・鐵路收入・手形交換兌換・一律增加・且外國輸出・亦漸大增・此皆財界回復之徵候・而政府方面・則以爲財界回復・全賴政府積極的財政政策之結果・故欲繼續此政策・以期財界之安定・

○

藏相謂本邦經濟界・漸次好轉・歷舉郵便預金改善・銀行存款・鐵路收入・手形交換兌換・一律增加・且外國輸出・亦漸大增・此皆財界回復之徵候・而政府方面・則以爲財界回復・全賴政府積極的財政政策之結果・故欲繼續此政策・以期財界之安定・

現下國情不容偬安 地方長官會議次日

山本內相訓示

十八日東京電。地方長官會議第二日。十八日午前九時二十分。在內務省會議室開會。山本內相・訓示如左。

一　今次帝國離脫國際聯盟・九重模發大詔・示國民所當向之道・不勝恐懼感激・現下國情・決不容許苟且偷安・宜更緊張任事・本於建國大義・高唱惟神之日本精神・以國難攻刷新・國力充實・對於外國成見・勿使過誤・

一　地方長官一百二十・即反映於一般・官民須要緊張・此際猶豫熟誠・勿特地位・宜保無事行政勿失生氣・不論何種運動對策・勿徒事抑壓・當時宣布正確判斷及理解・誘導於健實中正方向・以圖根本的解決・然共產主義運動・其思想根底・有與我國體不相容者・不可不極力排擊之・

一　爲打開農村難局・樹立時局救濟事業之執行・及思明救濟事業之急施要領・其他各種方策・努力達成・務使達成・需須一段努力・

一　最後閣內外情勢・非常時局・決未得謂之解消・當以倍從來警惕及努力・過進於難局之匡救・痛感此必要也・

神奈川警察 受賄被拘

十八日橫濱電。神奈川縣警察部保安課自動車駕駛員某・其後擔任保安課自動車駕駛員・十七日午後。橫濱市大岡警察署長・元小田原警察署長・某檢察官・檢事局召喚。強制收容。

重輕爆五機 抵太刀洗

十八日太刀洗電。發三方面之重輕爆十二號。及十六號二機。午後一時五十分。輕爆擊三百十六。二百一十。三百六號三機同一時三十分。抵太刀洗。

內臺飛行 操縱同乘者

濱松飛行第七聯隊重輕爆擊機五機。同飛行隊附杭空兵中佐下重長四郎氏總指揮。十八日午前八時隊附。首途太刀洗。重爆擊機。以河島慶吉大尉。輕爆擊機以黑田久次大尉。爲編隊長。二個編隊午後一時及二時。抵太刀洗。同地一泊。十九日午前五時。太刀洗發。約十三時間。要到臺灣屏東。三方原屏東間往復五千粁長距離海洋大飛行。殊如太刀洗至屏東千八百粁。長空不見一島之海洋。欲一氣飛翔。堪稱大膽。其使用機。八七式重爆擊機三百二十六。三百六。三百十六號五機。八八式輕爆擊機特設燃料補充槽。各機更裝置無電送受。考慮萬一。載救助器。冀得萬全。

濱松屏東間大飛行 下重中佐總指揮

重爆二・輕爆二機編隊

十八日濱松電。濱松飛行第七聯隊重輕爆擊機五機。同飛行隊附杭空兵中佐下重長四郎氏總指揮。十八日午前八時隊附。首途太飛行。重爆擊機。以河島慶吉大尉。輕爆擊機以黑田久次大尉。爲編隊長。二個編隊午後一時及二時。抵太刀洗。同地一泊。十九日午前五時。太刀洗發。約十三時間。要到臺灣屏東。三方原屏東間往復五千粁長距離海洋大飛行。殊如太刀洗至屏東千八百粁。長空不見一島之海洋。欲一氣飛翔。堪稱大膽。其使用機。八七式重爆擊機三百二十六。三百六。三百十六號五機。八八式輕爆擊機特設燃料補充槽。各機更裝置無電送受。考慮萬一。載救助器。冀得萬全。

南部蓬萊稻 生育佳良

五月上旬登場

臺南高雄兩州下蓬萊米原種田。因春初寒氣。生育阻害。後因天候回復。漸次生長。茲屆生育旺盛期。本年無螟蟲被害。稻況定卜佳良。高雄州下原種田。五月上旬。合見登場也。

丹大蕃遷徙 花蓮港廳 蕃人俱希望

臺中州理蕃誌。蕃務新高郡丹大社內。蕃人四十名。遷徙于花蓮港廳下。其成績甚佳。該課擬蕃再遷徙據課長語左。丹大蕃戶數。達三百餘戶。人口千數百名。俱驍悍于敵愾。其住地都府阪山谷。當局派蕃官駐在指導。至正午散隊。入夜由街頭圍傷出旋轉之特色藝能。開始踏進行。當日觀衆擁擠